

海岸林保護団体活動支援事業実施要領

1 趣 旨

海岸林は、防潮、防風の機能があり、また津波被害を軽減する効果も期待されるなど、地域住民の暮らしに密接にかかわる働きを持っています。

こうしたかけがえのない海岸林を将来にわたり健全に守り育てていくためには、地域の方々が積極的に保全活動に取り組むことが大切です。

地域住民等からなる団体が、松くい虫等の被害対策や松林の再生、下草の刈払い、ゴミの除去などの海岸林保護活動を行う場合、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動の内容

海岸林において実施する次の活動とする。

なお、年間、3回以上活動することを必須とする。

1) 海岸林の保育作業

植栽、防風垣、堆砂垣の設置、下草刈り、除伐・間伐、枝落し作業
松くい虫防除、歩道整備等

2) 不法に投棄されたゴミ等の撤去

3 助成対象団体

次の全ての条件を満たす団体とする。

- 1) 主に海岸林の保護に取り組む自治会、市民グループ等の非営利団体
- 2) 構成員（会員など）が10人以上の団体

4 助成対象経費及び助成額

助成対象経費及び助成額（限度額）は「別表」のとおりとする。

なお、この事業による助成を受ける団体は、同一年度に「県民参加の森づくり推進事業」及び「森づくりグループ活動支援推進事業」の助成を受けることはできない。

5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する団体（以下「助成希望団体」という。）は、次の書類を公益財団法人静岡県グリーンバンク（以下「グリーンバンク」という）に提出するものとする。

また、助成希望団体の責任において、当年度の4月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。

なお、助成申請書を審査した結果、実施済の事業が交付金の対象とならない場合があっても異議を申し立てないこと。

1) 提出書類 各1部

- ① 海岸林保護団体活動支援事業助成金交付申請書（様式1）
- ② 申請する団体の概要（様式1の附）
- ③ 活動の計画表（様式2）
- ④ 収支の計画表（様式3）

2) 提出期限：別に定める日まで

6 交付の決定及び通知

グリーンバンクは、5により提出された助成申請書等の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し、助成希望申請団体に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額から減額して助成額を交付決定することがある。

7 助成金交付の条件

グリーンバンク理事長は、交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付すことができる。

助成金交付の決定を受けた団体の代表者は、助成対象となる活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめグリーンバンク理事長の承認を受けるものとする。

8 実績の報告

採択の決定を受けた申請団体（以下「団体」という。）は、助成対象の活動完了後、次の書類等をグリーンバンクに提出するものとする。

1) 提出書類 各1部

- ① 海岸林保護団体活動支援事業実績報告書（様式4）
- ② 活動の実績表（様式5）
- ③ 支出収支の実績表（様式6）
- ④ 支出に関する領収書等の写し
- ⑤ 活動成果の整理表（様式7）
- ⑥ 活動の状況写真
- ⑦ その他、参加者募集チラシ、新聞記事等

2) 提出期限

活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日まで

なお、止むを得ず3月15日以降にも活動を行う場合は、「活動の実績表」にはその活動計画を記載するものとする。

但し、助成金にかかる購入等は3月15日までに完了させるものとする。

9 交付金の確定

グリーンバンクは、8により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対象として認められる経費について助成金額を確定し、申請団体に通知する。

なお、実績報告において、助成対象と認められない経費がある場合は、助成額を減額して交付金を確定する場合がある。

10 助成金の交付

助成金の交付は次によるものとする。

- 1) 助成金の対象となる活動が終了する前に、助成金の一部又は全額の交付を受けようとする場合
 - ・申請団体は、6に規定する助成金額の決定の通知を受領後、随時、請求書（概算払請求書）を提出する（様式8）。
- 2) 助成金の対象となる活動の完了後に、助成金の交付を受けようとする場合
 - ・申請団体は、9の規定による助成金額の確定の通知を受領後速やかに、請求書（概算払請求書）を提出する（様式8）。

附 則

この要綱は、平成24年度事業から適用する。

この改正は、平成27年度から適用する。

この改正は、平成28年度から適用する。

この要領は、平成29年度事業から適用する。

この要領は、平成30年度事業から適用する。

この要領は、平成31年度事業から適用する。

この要領は、令和2年度事業から適用する。

この要領は、令和3年度事業から適用する。

「別表」 【海岸林保護団体活動支援事業】

1 助成の対象となる経費

科目	区分	摘要
保護活動費 その他の活動費	苗木代 指導者謝金 借上げ料 保険料 通信費 消耗品費 枝条・ゴミ処理費	外部の講師・指導者 車両等 傷害保険、ボランティア保険等 切手、振込料 救急薬品等 処分費、処分のための運搬費
資機材費	器具・資材購入費	チェーンソー、草刈り機 鎌、鉋、のこぎり、くわ、ヘルメット、苗木の支柱等 虫害防除薬剤等

※ 助成金の対象となる摘要等の考え方については「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い」を参照のこと

※ チェンソー等を購入する場合の助成の上限額は次のとおり

- a チェンソー : 5030千円/台 (差額は活動団体負担)
- b 刈り払い機 : 3530千円/台 (差額は活動団体負担)
- c その他の機械 : 30千円/台 (差額は活動団体負担)

※ 会員等が所有する機械等の借上げ料(1日)の目安は次のとおりとする。

機械等	チェーンソー	刈払い機	車両 (軽トラ)	車両 (2T以上)	その他の機械
目安額	500円	500円	500円	800円	500~800円

2 助成の限度額

一団体当たり助成額は、次のとおりとする。

本年度の年間活動回数	助成限度額	
	通常の限度額	静岡森づくり貢献制度認定団体であって「森づくり県民大作戦」参加3回以上
3回以上~10回未満	10万円	15万円 (エンジョイ以上)
10回以上~20回未満	15万円	20万円 (アドバンス以上)
20回以上	20万円	25万円 (マスター 以上)